

**募集**

**都営住宅の入居者(東京都全体)**

◆募集戸数 ①ポイント方式による募集(家族向けのみ)1,290戸、②単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバーピア住宅279戸、③事業再建者向け定期使用住宅10戸

◆申込書・募集案内の配布 2月10日(木)まで、まちづくり推進課(市役所5階)、市政窓口、都庁、東京都住宅供給公社募集センター・各窓口センターで配布(③は東京都中小企業振興公社、各地域中小企業振興センターでも配布)。期間中は東京都住宅供給公社ホームページ<http://www.to-kousya.or.jp/>からもダウンロードできます。

☎2月15日(火)(必着)までに申込書を郵送で①③同公社募集センター、②渋谷郵便局へ

☎同公社募集センター ☎0570-010810(募集期間外と③の募集は ☎03-3498-8894)

**「チャレンジショップ」平成23年度利用者**

1日単位でショップ、ミニ教室などに使用できる貸しスペースです。

☎三鷹産業プラザ1階

¥8.25㎡(2.5×3.3m)で1日3,000円(税込)

☎☎(株)まちづくり三鷹 ☎40-9669へ

※くわしくは [HP](http://challengeshop.mall.mitaka.ne.jp/)<http://challengeshop.mall.mitaka.ne.jp/>をご覧ください。



**SOHOインキュベーション施設入居者**

◆三立SOHOセンター(下連雀8-3-1)

◇募集区画・使用料 203号室(13.2㎡)＝月額56,826円

◆SOHOパイロットオフィス(下連雀3-27-1)

◇募集区画・使用料 NO.1(9.25㎡)＝月額77,700円

◆三鷹産業プラザアネックス(下連雀3-32-3)

◇募集区画・使用料 B区画(9.3㎡)＝月額73,237円

※使用料は、いずれも共益費・消費税込み。  
☎☎必要書類を添えて(株)まちづくり三鷹

☎40-9669へ

※くわしくは [HP](http://www.mitaka.ne.jp/tmo/sohocity/boshu.html)<http://www.mitaka.ne.jp/tmo/sohocity/boshu.html>をご覧ください。

**三鷹市シルバー人材センターの会員**

入会希望者への事業紹介と説明。事前に資料を希望する方はご連絡ください。

☎健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上の市民

☎2月8・22日の火曜日午前9時～11時(途中入場不可)

☎同センター

☎☎同センター ☎48-6721・[HP](http://www1.parkcity.ne.jp/mitakasc/sc_kaiinmaru.html)[http://www1.parkcity.ne.jp/mitakasc/sc\\_kaiinmaru.html](http://www1.parkcity.ne.jp/mitakasc/sc_kaiinmaru.html)へ

**星と森と絵本の家「絵本縁日」出店者**

3月26日(土)に開催する「絵本縁日」に、自作絵本の展示や私の好きな絵本を語る、絵本の朗読、素話などの縁日を、家族や友人同士で自由に企画し出店しませんか。

**◆出店者向け説明会**

☎2月12日(土)午後2時～4時

☎大沢原地区公会堂

☎2月10日(木)までに必要事項(11面参照)・参加理由・やりたい企画を同施設 FAX

39-3402・☎☎komyunitei@city.mitaka.tokyo.jpへ

☎☎同施設 ☎39-3401



**平成23年度三鷹消防少年団新入団員および「みたか消防体験ツアー」参加者**

三鷹消防少年団で新入団員を募集します。体験ツアーはロープや消火器の使用方、はしご車の搭乗体験、消防少年団の活動紹介です。



☎市内在住で4月から小学3～6年生に  
な  
る  
お  
子  
さ  
ん

☎2月20日(日)午前10時～正午

☎三鷹消防署

☎☎2月16日(水)までに同団事務局 ☎47-0119へ

**三鷹市芸術文化センター内 レストラン出店者**

4月下旬から営業可能な法人事業者を募集しています。

☎☎2月13日(日)までに同センター ☎47-9100へ

**「コミュニティビジネスサロン」平成23年度レンタルデスク前期利用者**

☎☎コミュニティビジネスに関する活動をしている方、これから起業しようとしている方  
☎4月1日(金)～9月30日(金)(日曜日、祝日を除く)

☎三鷹産業プラザ地下1階

☎一般48,000円、三鷹iクラブ会員42,000円(いずれも6カ月分)

☎2月14日(月)～25日(金)に利用申込書と事業計画書を持参または電子メールで同サロン ☎☎cbs@mitaka.ne.jpへ

☎☎同サロン ☎40-0320・[HP](http://www.mitaka.ne.jp/)<http://www.mitaka.ne.jp/>

**求人**

**平成23年度教育相談員(若干名)**

◆職務内容 市教育委員会学務課総合教育相談室の一員として、アウトリーチによる教育支援を含む、児童・生徒・幼児・保護者に対する教育相談。

◆資格 次のいずれかに該当し、教育相談員などの実務経験が3年以上ある方。①財団法人臨床心理士資格認定協会が認定した臨床心理士の資格を有する、②大学または大学院で心理学、そのほか特別支援教育・リハビリテーション・教育学などの関係学科を履修し、児童・生徒の臨床心理や教育支援・教育相談などに関して高度に専門的な知識・経験を有する。

◆勤務期間 4月1日～平成24年3月31日(更新の場合あり)

◆勤務時間 第1・3・5土曜日を含む週4日30時間(応相談。1日7.5時間)

◆勤務場所 学務課総合教育相談室(教育センター)、学校派遣・家庭訪問もあり

◆報酬 月額201,500円(平成22年度実績)、交通費支給(月額上限20,000円)、社会保険・年次有給休暇などの適用あり

☎2月18日(金)(必着)午後5時までに履歴書(写真貼付)と小論文「今、求められる教育相談員像」(A4版800字程度)を持参または郵送で「〒181-8505学務課総合教

育相談室「教育相談員募集担当」へ

※書類選考合格者には2月下旬に面接日程を通知します。

☎☎同課 ☎☎内線3291

**NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構職員(若干名)**

◆職種 ①契約職員、②臨時職員

◆職務内容 ①講座運営・顧客管理・接客対応などの各種事務、②各種事務補助

◆応募資格 パソコン操作(ワード・エクセル・パワーポイントなど)ができ、土・日曜日の勤務が可能なお方。

◆勤務期間 ①4月1日～平成24年3月31日、②4月1日(金)～6月30日(木)

◆勤務時間 ①火～日曜日のうち週5日午前8時30分～午後5時15分または午後1時～9時45分(実働週38時間45分以内)、②火～日曜日午前8時30分～午後4時30分または午後1時～9時(実働週28時間以内)

◆報酬 ①月額226,000円、交通費支給(月額上限20,000円)、時間外・休日労働に伴う割増報酬、年次有給休暇・社会保険などの適用あり、②時給880円、交通費支給(日額上限840円)

☎2月8日(火)～18日(金)に指定の履歴書(写真貼付)・①は小論文「協働による地域活性化」(400字詰原稿用紙2枚程度)を持参または郵送で「〒181-0013下連雀3-24-3三鷹駅前協同ビル3階NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構」へ  
※指定の履歴書・募集要項は同大学ホームページ [HP](http://www.mitaka-univ.org/)<http://www.mitaka-univ.org/>からダウンロード、または同大学窓口で配布。

☎☎同大学(立花) ☎40-0313

**(株)まちづくり三鷹契約社員(若干名)**

◆職種 三鷹駅前市政窓口業務

◆資格 中級程度のパソコン操作ができ、明るい接客のできる方。

◆勤務時間 月～日曜日のローテーションによる5日間、午前8時30分～午後5時30分または午前10時45分～午後7時45分の2交代制(週40時間)

◆採用日 3月1日(火)以降

◆報酬 月額200,000円以上、昇給・賞与制度、通勤手当あり

☎2月15日(火)午後5時(必着)までに履歴書(写真貼付、電子メールアドレス記入)と個人情報取り扱いについての同意書を持参または郵送で「〒181-8525(株)まちづくり三鷹」へ  
※作文・面接選考を行います。  
※同意書は同社のホームページ [HP](http://www.mitaka.ne.jp/)<http://www.mitaka.ne.jp/>からダウンロードできます。

☎☎同社 ☎40-9669

**消費者相談窓口から** 消費者相談窓口 ☎47-9042 267

**ネットで「必ずもうかる」という情報を買ったけれど… (情報商材のトラブル)**

**相談**

インターネットで内職を探していて「パソコンで誰でも簡単にできる、確実に収入になる」という情報商材の販売サイトを見つけました。広告に、「購入する情報の通りに行えば必ず稼げる、もし収入が得られなければ返金保証がある」とあったので、購入を決めてクレジットカードで支払いをしました。その後にPDF形式の情報商材をダウンロードして、内容のとおりに行いましたが、全く収入はありませんでした。販売者に返金を求めましたが、返金の条件に合わないからと、取り合ってくれません。お金を返してほしいです。(40歳代 男性)

**アドバイス**

情報商材とは、もうけ話や内職などのノウハウを紹介するテキストやDVDなどのことです。最近、インターネットを通じて購入した情報商材に関して、「広告には必ずもうかるとあったのに、収入にならなかった」「広告にはうまくいかなければ返金保証とあったのに返金されない」「指示された内容は実現不可能だった」「社会通念上問題のある内容だった」「まったく役に立たない情報だった」「販売者に連絡がとれない」などの苦情が寄せられています。情報商材は購入して中身を見るまで内容が分からないものですが、広告には利益や効果が確実であるかのような表示がみられるために、トラブルが起きやすくなっています。また、

情報商材を扱うショッピングモール業者を介して購入することが多いため、販売者とモール業者の区別をすることが難しく、支払いに決済代行会社(クレジットカード会社と販売者やモール業者との間に立ち、クレジットカード決済の手続きを行う事業者)が介在している場合もあります。販売の仕組みが複雑で分かりにくくなっていますから、注意が必要です。  
・広告の「必ず」「確実に」などの表現に惑わされず、慎重に購入しましょう。  
・返金保証があっても、必ず返金されるとは限りません。  
・購入する前に販売者の連絡先などを確認しましょう。

おかしいと思ったら、すぐに消費者相談室に相談してください。